

Sovereign GaiXer 販売約款（お客様用）

この販売約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社 FIXER（以下「当社」といいます。）が販売する Sovereign GaiXer（以下「本製品」といいます。）の売買に関する条件を、当社と本製品を購入する個人又は法人若しくは団体のお客様との間で定めるものです。

第1条（目的）

1. 本約款は、当社から本製品を購入する個人又は法人若しくは団体のお客様（以下「お客様」といいます。）と当社との間の本製品の売買取引に適用されます。
2. 本製品の売買取引には、本約款のほか、当社がお客様との間で別途締結する個別契約書、注文請書、申込書その他の書面または電磁的方法による合意（以下、総称して「個別契約等」といいます。）が適用されます。本約款と個別契約等の内容が矛盾する場合、個別契約等、本約款、別紙、利用許諾規約の順に優先して適用するものとします。
3. 当社がお客様に対して発行する見積書、納品書、請求書その他の書面（電磁的方法によるものを含みます。）の内容は、本約款および個別契約等に従うものとします。
4. お客様と当社との間で書面または電磁的方法による別段の合意がある場合を除き、本約款と異なる条件は適用されません。
5. お客様は、本製品を購入するに際して、当社が別途提示する Sovereign GaiXer 利用許諾規約、別紙 1 及び別紙 2 に同意し、遵守するとともに、本製品を利用する自己の役員、従業員、委託先その他の関係者に遵守させるものとします。
6. お客様は、当社が別途提示するプライバシーポリシー及び個人情報の取扱いの内容を確認のうえ、同意するものとします。当社は、当該プライバシーポリシー及び個人情報の取扱いに従って、お客様の個人情報を取り扱うものとします。
7. お客様は、当社の事前の書面による承諾なく、本製品を第三者に再販売、転売、貸与、リース、サブライセンスその他これらに類する方法により利用してはなりません。

第2条（定義）

本約款において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 本筐体とは、本製品を構成するハードウェアであって、当社が指定する筐体をいいます。
- (2) ソフトウェアとは、本製品を構成するソフトウェアであって、本筐体にプリインストールされる Sovereign GaiXer ソフトウェアおよび本製品とともに提供されるプログラム等をいいます。
- (3) 利用許諾規約とは、当社が別途提示する Sovereign GaiXer 利用許諾規約であって、ソフトウェアの利用に関する利用許諾条件をいいます。
- (4) 筐体製造者とは、本筐体を製造し、保証又は保守を提供する製造者又はその関連会社をいいます。
- (5) 本契約とは、第 3 条に基づき成立する本製品の売買契約をいいます。
- (6) 「利用者」とは、お客様の役員、従業員、派遣社員、業務委託先その他お客様の管理の下で本製品またはソフトウェアを利用する者をいいます。

第 3 条（契約の成立）

1. 本契約は、お客様が当社に対して当社所定の方法により本製品の購入を申し込み、当社が当該申込みに対して承諾の通知（電磁的方法によるものを含みます。）を発した時点で成立します。
2. お客様は、本製品の購入の申込みを行った時点で、本約款の内容に同意したものとみなします。
3. 当社は、お客様からの購入の申込みに対し、理由を開示することなく承諾しないことができます。

第 4 条（注文内容）

1. 注文内容（型番、数量、納品先、希望納期、オプション等）は、前条に基づく本製品の購入の申込みに対して、当社が発行する注文請書その他の書面（電磁的方法によるものを含みます。）により確定します。
2. 前項に基づき注文内容が確定した後の変更または取消しは、当社が書面（電磁的方法によるものを含みます。）により承諾した場合に限り行うことができるものとします。変更または取消しに伴う条件は、その都度当社がお客様に提示するものとします。なお、注文内容の変更または取消しにより当社または第三者に費用、損害その他の負担が生じた場合、お客様はこれを負担するものとします。

3. お客様は、第1項に基づき注文内容が確定した後は、お客様の都合による返品又は注文の取消しをすることができません。ただし、法令により返品又は解除が認められる場合及び当社が別途認めた場合を除きます。

第5条（価格・支払）

1. 本製品の価格は、当社がお客様に発行する見積書又は当社が別途提示する価格表に定めます。
2. 支払条件（支払期日、支払方法、振込手数料の負担、分割払いの有無その他支払に関する条件をいいます。）は、個別契約等または当社が発行する請求書に定めるところによります。
3. お客様が支払期日までに本製品の代金を支払わなかった場合、お客様は当社に対し、未払い額に対して年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
4. お客様は、当社に対する金銭債務の支払を遅滞した場合、当社が本契約その他お客様との取引に基づき負う債務の履行を、弁済期が到来しているか否かにかかわらず、当該金銭債務の支払いが履行されるまでの間留保することができるものとします。
5. 本製品に関連して当社が提供するクラウドLLM機能その他の追加機能の利用料金、利用プラン、課金単位その他の条件は、当社が別途提示する料金表、見積書、申込書、注文書その他の個別契約等に定めるところによります。

第6条（納入）

1. 当社はお客様に対し、個別契約等に記載の納入日および納入場所において、本製品を納入します。
2. 納入に要する費用、搬入費その他の費用の負担は、個別契約等に定めるところによります。
3. 当社は、天災地変、部材の調達遅延その他当社の責めに帰すことができない事由により納入日までに本製品を納入できない場合、お客様に対して速やかにその旨を通知し、納入日の変更について協議するものとします。
4. お客様の都合により納入が遅延し、保管その他の追加費用が生じた場合、お客様は当該費用を負担するものとします。

第7条（検査）

1. お客様は、前条に基づき本製品の納入を受けた場合、納入を受けた日から 10 営業日以内に本製品の内容を検査し、契約不適合を発見したときは、当社に対してその内容を具体的に通知しなければなりません。
2. お客様は、前項の検査において、本製品に種類または品質について本契約の内容との不適合（以下「契約不適合」といいます。）を発見したときは、当社に対して通知することにより、本製品の修補または代品の納入による履行の追完を求めることができます。
3. 前項の通知があった場合、当社は、お客様と協議および合意のうえ決定した期限に、本製品を修補し、または代品を納入することにより履行の追完をしなければなりません。
4. 前項の場合において、本製品のうち本筐体に契約不適合があるときは、当社は、筐体製造者の保証条件その他当社と筐体製造者との関係に応じて、お客様に対する案内、取次ぎその他合理的な対応を行うものとします。当社は、筐体製造者による修理、交換その他の対応内容または対応時期を保証するものではありません。
5. お客様は、前二項に基づき履行の追完があったときは、あらためて第 1 項に基づき本製品の内容を検査しなければなりません。
6. 第 1 項の期間内にお客様から当社に対して検査に合格した旨の通知があった場合、または同項の期間内にお客様から当社に対して何らの通知がなかった場合、本製品は検査に合格したものとみなします。

第 8 条（引渡し）

本製品の引渡しは、第 6 条に基づき当社がお客様に本製品を納入した時に完了するものとします。ただし、引渡しの完了は、第 12 条に定める契約不適合責任を減免するものではありません。

第 9 条（危険負担）

引渡し前に生じた本製品の滅失、毀損その他の危険は、お客様の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社の負担とし、引渡し後に生じたものは、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客様の負担とします。

第 10 条（所有権の留保）

1. 本製品の所有権は、お客様が本製品の代金を完済した時点をもって当社からお客様に移転します。
2. お客様は、当社の事前の書面による承諾なく、お客様に所有権が移転する前の本製品について、譲渡、担保設定その他当社の所有権を侵害する行為をしてはなりません。

第 11 条（保証）

1. ソフトウェアに関する保証・サポートの内容および期間は、利用許諾規約および別紙 1 に従います。
2. 本筐体の保証は、筐体製造者が別途定める保証条件によるものとし、当社は本筐体に関して保証を行いません。
3. 前二項の保証は、次の各号のいずれかに該当する不具合には適用されません。
 - (1) お客様または利用者による改造、改変または分解に起因する不具合
 - (2) 不適切な使用、保管または運搬に起因する不具合
 - (3) 当社の指示に反する設定または運用に起因する不具合
 - (4) 第三者の製品、ネットワークまたは外部システムに起因する不具合
 - (5) 天災地変その他の不可抗力に起因する不具合

第 12 条（契約不適合責任）

1. お客様は、第 7 条に基づく検査では発見できなかった契約不適合を発見したときは、引渡し完了日から 6 か月以内に当社に対してその旨を通知しなければなりません。当該期間内に通知がなかった場合、お客様は契約不適合を理由とする請求をすることができません。
2. 当社は、前項の通知を受けた場合、ソフトウェアについては修補、アップデートの提供、回避策の提示その他合理的な方法により対応します。本筐体については筐体製造者の保証条件に基づき、それぞれ対応するものとします。
3. 当社の契約不適合責任は、本条に定める対応をもってお客様に対する唯一かつ排他的な救済とします。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

第 13 条（製造物責任）

1. 本製品のうち本筐体の欠陥により、お客様または第三者の生命、身体または他の財産に損害が生じた場合、当社は、法令上認められる範囲で、筐体製造者その他関係者との連絡調整その他当社に可能な範囲の協力を行います。
2. 前項に関連して当社がお客様その他の第三者に対して支払その他の負担をした場合であって、当社が筐体製造者その他の第三者に対して求償権その他の権利を有するときは、当社はこれを行行使することができるものとします。

第 14 条（保守）

1. 本筐体の保守、修理およびハードウェア障害対応は、筐体製造者が別途定める条件に従うものとします。
2. ソフトウェアに関する保守、サポートおよび問い合わせ対応は、別紙 1 に従うものとします。
3. 当社は、本筐体を保守する義務を負わないものとします。ただし、当社が別途定める問合せ窓口において、お客様からの一次受付または切り分け支援を行うことがあります。
4. お客様は、本製品に関する障害対応にあたり、当社または筐体製造者による原因切り分け、ログ取得、状況確認その他合理的な協力要請に応じるものとします。

第 15 条（改造等の禁止・動作環境等）

1. お客様は、本製品の全部または一部を改造、改変、分解その他の変更をし、または解析する行為を行ってはならないものとします。
2. お客様は、本製品を、当社が別途提示する仕様、動作環境、設置条件および利用条件に従って使用するものとします。お客様のネットワーク環境、外部システム、電力・空調設備その他当社の管理外の環境に起因して本製品の全部または一部が利用できない場合、当社は責任を負いません。

第 16 条（ソフトウェアの利用・データの取扱い）

1. お客様は、本製品に含まれるソフトウェアの利用に関して、利用許諾規約、別紙 1 が適用されることを了承し、これらを遵守するものとします。
2. お客様は、自己の責任において利用者に前項の条件を遵守させるものとし、利用者による違反について自らの違反とみなされることをあらかじめ承諾するものとします。

3. お客様は、当社の事前の書面による承諾なく、ソフトウェアを第三者に利用させ、再利用許諾し、または本製品から分離して利用してはなりません。
4. お客様は、本製品に入力、保存、処理または送信されるデータについて、自らの責任と費用において適法に管理するものとします。
5. 当社は、利用許諾規約または別紙 1 に別段の定めがある場合を除き、お客様のデータについて著作権その他お客様に帰属する権利を取得しません。
6. 当社は、保守、障害対応または法令遵守のために必要な範囲でのみ、お客様データまたはログ情報にアクセスすることがあります。

第 17 条（輸出管理）

1. お客様は、本製品の取扱いにあたり、外国為替及び外国貿易法その他適用される輸出管理関連法令（米国輸出管理規則を含みますが、これに限られません。）を遵守しなければなりません。
2. お客様は、当社の事前の書面による承諾なく、本製品を輸出、再輸出または移転してはなりません。なお、当社の求めがあった場合、輸出管理上必要な情報または誓約書を提出するものとします。

第 18 条（秘密保持）

1. お客様および当社は、本契約の履行過程において知り得た相手方の営業上または技術上の秘密（以下「秘密情報」といいます。）を、善良な管理者の注意をもって管理および保管しなければなりません。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報は、秘密情報に含まれません。
 - (1) 知り得た時点で、すでに公知であったもの
 - (2) 知り得た後に、自己の責めによらず公知となったもの
 - (3) 知り得た時点で、すでに適法に保有していたもの
 - (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
 - (5) 相手方の秘密情報によらず、独自に創作または開発したもの
3. 第 1 項の規定にかかわらず、お客様および当社は、自己の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他法令上または業務上守秘義務を負う者に対し、本契約の目的のために必要な範囲で秘密情報を開示することができます。

4. 第1項の規定にかかわらず、お客様および当社は、裁判所の命令その他公的機関（証券取引等監視委員会、金融商品取引所を含みますが、これらに限られません。）による法令、規則等に基づく開示の要求があった場合、秘密情報を開示することができます。

第19条（契約の解除）

1. お客様または当社は、相手方が本約款または本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されないときは、直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。
2. お客様または当社は、相手方に次の各号に掲げる事由の一が生じたときは、何らの通知催告なく、直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。
 - (1) 本約款または本契約に関し、相手方による重大な違反または背信行為があったとき
 - (2) 債務の全部または一部の履行が不能であるとき、または相手方がその債務の全部または一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
 - (3) 監督官庁から営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
 - (4) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、自ら振り出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または銀行取引停止処分を受けたとき
 - (5) 信用資力の著しい低下があったとき、またはこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
 - (6) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分の申立てを受けたとき、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立てがあったとき、または公租公課の滞納処分があったとき
 - (7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算手続開始の申立てがあったとき、または債務整理の通知がされたとき
 - (8) 事業の廃止または解散（合併によるときを除きます。）の決議をしたとき
 - (9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき
3. 前二項に基づく解除権の行使は、解除権を行使した当事者の相手方に対する損害賠償請求を妨げません。

4. お客様は、第1項または第2項各号のいずれかに該当した場合、本契約が解除されたかどうかにかかわらず、当社に対して負担する一切の債務について、当然に期限の利益を失い、当該債務を直ちに一括して弁済しなければなりません。
5. 本契約が終了した場合であっても、終了前に成立した個別契約等に基づく代金支払義務その他性質上存続すべき義務は消滅しません。

第20条（損害賠償・責任制限）

1. お客様または当社は、相手方が本約款または本契約に違反して自己に損害を与えた場合、相手方に対し、当該損害および当該損害を解決するための費用（弁護士費用を含みますが、これに限られません。）の賠償を請求することができます。
2. 当社がお客様に対して負う損害賠償の累計総額は、当該損害の原因となった本製品についてお客様が当社に支払った本製品代金の総額を上限とします。
3. 前項は、当社の故意または重過失による場合には適用されません。
4. 当社は、逸失利益、間接損害、特別損害、付随的損害、データ消失、業務中断等について責任を負いません。
5. お客様が消費者契約法に定める消費者に該当する場合、本約款中の責任の制限、免責、契約不適合責任の制限その他お客様の権利を制限する条項は、同法その他の強行法規に反しない限度において適用されるものとします。当該条項のうち強行法規に反する部分は、当該法令が許容する限度に縮減して適用されるものとし、これによりその他の条項の効力は妨げられないものとします。

第21条（反社会的勢力との関係排除）

1. お客様および当社は、相手方が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」と総称します。）に該当し、または次の各号のいずれかに該当する反社会的勢力との関係を有することが認められる場合は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 反社会的勢力が相手方を実質的に支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力に対する資金の提供、便宜の供与その他反社会的勢力の維持運営への協力にあたる活動を行っているとき

- (3) 反社会的勢力を不当に利用したと認められるとき
 - (4) 相手方の役員またはその経営に実質的に関与する者が、反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき
2. お客様および当社は、相手方が自らまたは第三者をして次の各号に掲げる行為をしたときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができます。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的に許容される範囲を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引の際に脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて信用を毀損しまたは業務を妨害する行為
 - (5) 前各号に準じる行為
3. お客様および当社は、自らが反社会的勢力に該当せず、第1項各号に定める事由に該当する反社会的勢力との関係を有さないことを表明および保証し、将来にわたって同様であることを確約します。
4. 本条に基づき本契約を解除した当事者は、解除された当事者に損害が生じたとしても、何らの責任を負いません。
5. 前項の場合において、解除した当事者は、自己に損害が生じたときは、解除された当事者に対して損害賠償を請求することができます。

第22条（権利譲渡の禁止）

お客様および当社は、事前に相手方の書面による承諾を得た場合を除き、本約款または本契約上の地位ならびに本約款または本契約に基づく権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保の目的に供してはなりません。

第23条（不可抗力）

天災地変、戦争、テロ、暴動、法令の制定改廃、輸送障害、電力・通信障害、サプライチェーンの途絶、感染症の流行その他当事者の合理的な支配を超える事由により本約款または本契約に基づく義務の履行が遅延しまたは不能となった場合、いずれの当事者もその責任を負いません。

第24条（約款の変更）

1. 当社は、本約款を変更することがあります。

2. 変更後の約款は、当社が別途定める方法で公表した後に、お客様が新たに本製品を注文し、変更後の約款の内容を確認し同意した場合に限り、当該注文から適用されます。
3. 既に成立した本契約には、当該本契約の成立時点の約款が適用されます。

第 25 条（協議）

本約款または本契約に定めのない事項、または解釈に関する疑義については、お客様および当社は誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。

第 26 条（準拠法・管轄）

1. 本約款および本契約は、日本法に準拠し解釈されるものとします。
2. 本約款または本契約に関する一切の紛争は、法令に別段の定めがある場合を除き、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 27 条（存続条項）

本契約の終了後も、第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 26 条及び本条の規定は、なお有効に存続するものとします。

・ 制定：2026 年 7 月 10 日

別紙

・

Sovereign GaiXer 利用許諾規約

別紙 1：サポート条件

別紙 2：本製品の内容